



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *10 建設業法施行細則の一部を改正する規則 (技術調査課)
- *11 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (")
- *12 和歌山県魚釣り公園管理規則を廃止する規則 (管理整備課)

○ 公安委員会規則

- *1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- *2 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則
- *3 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 306 児童福祉法による和歌山県要保護児童対策地域協議会の設置 (子ども未来課)
- 307 大規模小売店舗の廃止の届出 (商工振興課)
- 308 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")
- 309 御坊市管換地計画(野島地区)の認可申請の適否決定等 (農村計画課)
- 310 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 311 和歌山県測量業者登録簿閲覧場所の指定 (技術調査課)
- 312 和歌山県道路監理員等設置規程の一部を改正する規程 (道路保全課)
- 313 新道路の供用開始 (")
- 314 道路の区域変更 (")
- 315 新道路の供用開始等 (")
- 316 道路の区域変更 (")
- 317 新道路の供用開始等 (")
- 318 道路の区域変更 (")
- 319 新道路の供用開始等 (")
- 320 道路の区域変更 (")
- 321 新道路の供用開始等 (")
- 322 道路の区域変更 (")
- 323 新道路の供用開始等 (")
- 324 道路の区域変更 (")
- 325 新道路の供用開始等 (")
- 326 道路の区域変更 (")
- 327 新道路の供用開始等 (")
- 328 道路の区域変更 (")

- 329 新道路の供用開始等 (")
- 330 道路の区域変更 (")
- 331 新道路の供用開始等 (")
- 332 公有水面埋立て工事のしゅん功認可(管理整備課)
- *333 平成11年和歌山県告示第532号(和歌山県和歌山北港魚釣り公園の有料施設使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")

○ 公安委員会告示

- 9 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)

○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)

○ 正誤

平成17年3月25日付け和歌山県報号外(4)和歌山県教育委員会規則第14号中

規 則

和歌山県規則第10号

建設業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和47年和歌山県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「又は第11条」を「、第11条又は第12条」に改め、「、法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する廃業等の届出書は1通とし」を削る。

第2条中「和歌山市小松原通一丁目1番地」を「和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月19日から施行する。

和歌山県規則第11号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(昭和60年和歌山県規則第63号)の一

部を次のように改正する。

第2条中「和歌山市小松原通一丁目1番地」を「和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月19日から施行する。

和歌山県規則第12号

和歌山県魚つり公園管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県魚つり公園管理規則を廃止する規則

和歌山県魚つり公園管理規則(平成11年和歌山県規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「警察署には」の次に「、必要により」を加える。

第5条中「置くことがある」を「置くことができるものとする」に改める。

別表第1和歌山県橋本警察署の部九度山交番(伊都郡九度山町大字九度山)の項中「九度山交番」を「九度山警察官駐在所」に改め、同表和歌山東警察署の部中「和歌山東警察署」を「和歌山県和歌山東警察署」に改め、同部大新交番(和歌山市数寄屋丁)の項中「、岡袋町」及び「、岡林泉寺丁」を削り、「西仲間町二丁目」の次に「、西仲間町三丁目」を、「東仲間町二丁目」の次に「、東仲間町三丁目」を加え、同部中之島交番(和歌山市中之島)の項中「宇治家裏」の次に「、納定の一部」を加え、同部宮前交番(和歌山市新中島)の項中「坂田の一部」を「坂田」に、「田尻の一部」を「田尻」に改め、「手平六丁目」の次に「、手平出島」を加え、同部宮交番(和歌山市太田)の項中「納定」を「納定の一部」に改め、同部岡崎交番(和歌山市森小手穂)の項中「井戸、井辺」を「井辺」に改め、「、坂田の一部、田尻の一部」を削り、同表和歌山県和歌山西警察署の部築地交番(和歌山市元寺町一丁目)の項中「宇治家裏」を「宇治鉄砲場の一部、宇治袋町」に改め、「北桶屋町」の次に「、北釘貫丁」を、「北大工町」の次

に「、北町」を加え、「雑賀町の一部」を「雑賀町」に改め、「鷺ノ森南ノ丁」の次に「、新魚町」を加え、「中之島の一部」を「豊屋町」に改め、「東鍛冶屋町」の次に「、東釘貫丁一丁目、東釘貫丁二丁目、東釘貫丁三丁目」を加え、「、三木町台所町、三木町中ノ丁、三木町堀詰、三木町南ノ丁」を削り、「屋形町一丁目、万町」を「萬町」に改め、同部和歌山市駅前交番(和歌山市東蔵前丁)の項中「宇治鉄砲場、宇治袋町、上町」を「上町、宇治鉄砲場の一部」に改め、「、北釘貫丁」を削り、「北甚五兵衛丁」の次に「、北田辺丁」を加え、「北町」を「北汀丁」に改め、「、新魚町」及び「、豊屋町」を削り、「徳田木丁」の次に「、土佐町一丁目」を、「西長町二丁目」の次に「、西長町三丁目、西長町四丁目」を加え、「西汀丁の一部」を「西汀丁」に改め、「、東釘貫丁一丁目、東釘貫丁二丁目、東釘貫丁三丁目」を削り、「舟大工町」の次に「、湊の一部」を、「南甚五兵衛丁」の次に「、南田辺丁」を、「南中間町」の次に「、南汀丁」を加え、同部小松原交番(和歌山市小松原通三丁目)の項中「、有田屋町西ノ丁」、「、尾崎丁」、「、北汀丁」及び「、金龍寺丁」を削り、「小松原通五丁目」を「小松原五丁目の一部」に改め、「、作事丁」を削り、「砂山南一丁目」を「島崎町七丁目の一部、新堀東一丁目の一部、新堀東二丁目の一部、鷹匠町五丁目の一部、鷹匠町六丁目の一部、鷹匠町七丁目」に改め、「、西汀丁の一部」を削り、「東長町七丁目、東長町八丁目、東長町九丁目、東長町十丁目、東長町十一丁目」を「東長町九丁目の一部」に改め、「吹上五丁目」の次に「、堀止西一丁目の一部、堀止西二丁目の一部」を、「堀止東二丁目」の次に「、堀止南ノ丁」を加え、「、湊通丁北三丁目」及び「、湊通丁南三丁目、南相生丁、南汀丁」を削り、同部高松交番(和歌山市東高松二丁目)の項中「今福一丁目、今福二丁目、今福三丁目、宇須一丁目」を「宇須一丁目」に、「新堀東一丁目、新堀東二丁目」を「打越町、塩屋一丁目、新堀東一丁目の一部、新堀東二丁目の一部」に改め、「西高松一丁目」の次に「、西高松二丁目」を加え、「堀止西一丁目、堀止西二丁目、堀止南ノ丁」を「東高松三丁目、東高松四丁目、堀止西一丁目の一部、堀止西二丁目の一部、松ヶ丘一丁目」に改め、同部屋形町交番(和歌山市屋形町四丁目)の項中「弁財天丁」の次に「、三木町台所町、三木町中ノ丁、三木町堀詰、三木町南ノ丁」を加え、「南片原二丁目」を「南片原二丁目の一部」に改め、「元町奉行丁二丁目」の次に「、屋形町一丁目」を加え、同部舟津町交番(和歌山市舟津町四丁目)の項中「葵町」の次に「、今福一丁目、今福二丁目、今福三丁目」を加え、「北田辺丁」を「尾崎丁、金龍寺丁、小松原五丁目の一部、作事丁、砂山南一丁目」に改め、「、土佐町一丁目」を削り、「西小二里三丁目、西長町三丁目、西長町四丁目、西浜の一部」を「東長町七丁目、東長町八丁

目、東長町九丁目の一部、東長町十丁目、東長町十一丁目」に、「湊の一部」を「堀止西一丁目の一部、堀止西二丁目の一部」に改め、「湊御殿三丁目」の次に「、湊通丁北三丁目」を、「湊通丁北四丁目」の次に「、湊通丁南三丁目」を加え、「南田辺丁」を「南相生丁」に改め、同部秋葉交番(和歌山市和歌浦東一丁目)の項中「、打越町、塩屋一丁目」を削り、「関戸一丁目」の次に「、関戸二丁目、関戸三丁目」を加え、「西高松二丁目」を「西浜一丁目、西浜二丁目の一部」に改め、「、東高松三丁目、東高松四丁目、松ヶ丘一丁目」及び「、和歌浦東一丁目の一部」を削り、同部和歌浦交番(和歌山市和歌浦中三丁目)の項中「関戸二丁目、関戸三丁目」を「新和歌浦」に、「和歌浦東一丁目の一部」を「和歌浦東一丁目」に改め、同部大浦交番(和歌山市西浜)の項中「、新和歌浦」を削り、「西浜の一部、西浜一丁目、西浜二丁目」を「西小二里三丁目、西浜、西浜二丁目の一部」に改め、同部雄松交番(和歌山市雄松町四丁目)の項中「島崎町七丁目」を「島崎町七丁目の一部」に、「鷹匠町五丁目、鷹匠町六丁目、鷹匠町七丁目」を「鷹匠町五丁目の一部、鷹匠町六丁目の一部」に改め、「三沢町四丁目」の次に「、南片原二丁目の一部」を加え、同表和歌山県海南警察署の部海南駅前交番(海南市名高)の項中「大野中の一部」を「井田の一部、大野中の一部」に改め、同部大野中警察官駐在所(海南市大野中)の項中「井田」を「井田の一部」に改め、「幡川」の次に「、南赤坂」を加え、同部且来警察官駐在所(海南市且来)の項中「小野田」を「小野田の一部」に改め、「、南赤坂」を削り、同部阪井警察官駐在所(海南市阪井)の項中「扱澤」を「小野田の一部、扱沢」に改め、同部下津幹部交番(海南市下津町下津514番地1)の款下津受持(海南市下津町下津)の項中「下津町上」を「下津町上の一部」に改め、同款方警察官駐在所(海南市下津町方)の項中「、下津町方」の次に「、下津町上の一部」を加え、同部野上幹部交番(海草郡紀美野町動木1390番地の3)の款中「海草郡紀美野町動木1390番地の3」を「海草郡紀美野町動木1390番地3」に改め、同表和歌山県有田警察署の部箕島駅前交番(有田市箕島)の項中「新堂」を「古江見、新堂、野」に改め、「、箕島」の次に「、宮崎町の一部、山地」を加え、同部小豆島警察官駐在所(有田市宮崎町)の項を削り、同表和歌山県御坊警察署の部三尾警察官駐在所(日高郡美浜町大字三尾)の項所管区の欄中「三尾」の次に「、和田の一部」を加え、同部和田警察官駐在所(日高郡美浜町大字和田)の項中「、和田」を「、和田の一部」に改め、同部玄子警察官駐在所(日高郡日高川町大字早藤)の項中「、松瀬」を削り、同部江川警察官駐在所(日高郡日高川町大字江川)の項中「江川、山野」を「江川、松瀬、山野」に改め、同部由良警察官駐在所(日高郡由良町大字里)の項中「、里」の次に「、戸津井」を加え、

同表和歌山県田辺警察署の部大浜交番(田辺市上屋敷町)の項中「田辺市上屋敷町」を「田辺市上屋敷」に改め、「湊の一部」の次に「、明洋一丁目、明洋三丁目」を加え、同部朝来交番(西牟婁郡上富田町朝来)の項中「朝来交番」を「朝来警察官駐在所」に改め、同部芳養警察官駐在所(田辺市芳養町)の項中「、芳養町」の次に「、明洋二丁目」を加え、同部本宮幹部交番(田辺市本宮町本宮260番地の1)の款栗栖川警察官駐在所(田辺市中辺路町栗栖川)の項中「中辺路大川」の次に「、中辺路町川合」を加える。

別表第2和歌山県橋本警察署の項の次に次のように加える。

和歌山県和歌山西警察署	水上警備派出所	和歌山市毛見
-------------	---------	--------

附 則

この規則は、平成19年3月19日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 情報セキュリティに関すること。

第15条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 水上警察の運用に関すること。

第17条第4号を削る。

第19条を削る。

第19条の2を第19条とし、第19条の3を第19条の2とする。

第29条中「交通規制課」を「交通指導課」に改める。
交通指導課 交通規制課

第31条及び第32条を削る。

第33条を第31条とし、第34条を第32条とする。

第34条の2第2項第2号中「交通指導取締りに係る」を削り、同条を第32条の2とする。

第34条の3を第32条の3とし、第32条の3の次に次の2条を加える。

第33条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 交通規制に関すること。

(2) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること。

(3) 道路交通法令に基づく各種許可に関すること。

- (4) 交通安全活動推進センターの業務に関すること。
- (5) 自動車の保管場所の確保等に関すること。
- (6) 交通管制センターの運用に関すること。

第34条 交通規制課に、交通管制センターを附置する。

2 交通管制センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通管制に関すること。
- (2) 交通情報に関すること。

第46条第2項、第47条第2項、第49条第1項、第50条第2項及び第51条第2項中「事務吏員若しくは技術吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月19日から施行する。ただし、第46条第2項、第47条第2項、第49条第1項、第50条第2項及び第51条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則(平成4年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「688人」を「682人」に、「243人」を「244人」に、「931人」を「926人」に、「1,436人」を「1,448人」に、「92人」を「89人」に、「1,528人」を「1,537人」に、「2,124人」を「2,130人」に、「335人」を「333人」に、「2,459人」を「2,463人」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第306号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定に基づき、和歌山県要保護児童対策地域協議会を次のように設置した。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 要保護児童対策地域協議会の名称
和歌山県児童虐待防止連絡協議会
- 2 要保護児童対策調整機関の名称
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課
- 3 関係機関等の名称等

(1) 国又は地方公共団体の機関

和歌山家庭裁判所、和歌山地方法務局人権擁護課、和歌山県危機管理局消防保安課、和歌山県企画部人権局人権政策課、和歌山県企画部人権局人権施策推進課、和歌

山県環境生活部共生推進局青少年課、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、和歌山県福祉保健部健康局医務課、和歌山県福祉保健部健康局健康対策課、知事が指定する保健所、和歌山県紀南児童相談所、和歌山県女性相談所、和歌山県子ども・障害者相談センター、知事が指定する振興局健康福祉部、和歌山県教育委員会生涯学習局生涯学習課、和歌山県教育委員会学校教育局県立学校課、和歌山県教育委員会学校教育局小中学校課、知事が指定する市の児童福祉主管課及び和歌山県警察本部少年課

(2) 法人

社団法人和歌山県医師会、社団法人和歌山県病院協会、社団法人和歌山県歯科医師会、社団法人和歌山県看護協会、和歌山弁護士会、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、財団法人和歌山県人権啓発センター及びNPO法人和歌山子どもの虐待防止協会

(3) その他の関係者

和歌山県連合小学校長会の役員、和歌山県中学校長会の役員、和歌山県保育所連合会の役員、和歌山県公立幼稚園長会の役員、和歌山県私立幼稚園長会の役員、和歌山県児童福祉施設連絡協議会の役員、和歌山県人権擁護委員連合会の役員、和歌山県消防長会の役員及び和歌山県民生委員児童委員協議会の役員

和歌山県告示第307号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン紀三井寺店
和歌山市三葛133-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 変更する年月日
平成18年5月14日
- 4 届出年月日
平成19年3月6日

和歌山県告示第308号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、

同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン和歌山店
和歌山市南片原二丁目1番 外2筆
- 2 意見の概要
騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例を遵守し、騒音等の防止対策に努めてください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成19年3月16日から平成19年4月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第309号

御坊市営換地計画(野島地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成19年3月19日から平成19年4月16日まで
- 3 縦覧場所 御坊市農林水産課

和歌山県告示第310号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年3月27日(火)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 氏名 島垣壽夫
 - (2) 住所 兵庫県洲本市由良町由良2513
 - (3) 漁業許可 なし
 - (4) 許可番号 なし
 - (5) 使用船舶 漁船萬栄丸(HG3-37936)

和歌山県告示第311号

測量法施行令(昭和24年政令第322号)第28条第1項の規定により、和歌山県測量業者登録簿閲覧場所を次のとおり設け、平成19年3月19日から施行する。

昭和37年和歌山県告示第12号(和歌山県測量業者登録簿閲覧場所の指定)は、平成19年3月18日限り廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課内

和歌山県告示第312号

和歌山県道路監理員等設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県道路監理員等設置規程の一部を改正する規程

和歌山県道路監理員等設置規程(昭和38年和歌山県告示第385号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県告示第313号

平成17年和歌山県告示第564号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち伊都郡かつらぎ町大字三谷字東田1554番1地先から同町大字三谷字山西垣内8番9地先までの延長19.00メートルについては、平成19年4月1日から供用を開始する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メー トル	メー トル	
東牟婁郡古座川町 大川字松ノ前964	旧	8.80 ?	28.70	

番1地内	旧	13.60		
同上	新	8.80 } 15.60	28.70	

和歌山県告示第315号

平成19年和歌山県告示第314号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高町大字産湯字小初湯728番9地先から同町大字産湯字小初湯717番1地先まで	旧	6.40 } 9.10	167.49	
同上	新	9.10 } 14.30	167.49	

和歌山県告示第317号

平成19年和歌山県告示第316号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町小河内字零1605番5地内	旧	5.15 } 6.55	29.20	
同上	新	5.15 } 24.35	29.20	

和歌山県告示第319号

平成19年和歌山県告示第318号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町川口字東152番地先から同町川口字沖地97番1地先まで	旧	12.90 } 23.25	94.60	
同上	新	14.10 } 37.75	94.60	

和歌山県告示第321号

平成19年和歌山県告示第320号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
東牟婁郡串本町和深字城下1330番6地先から同町和深字城下1324番1地先まで	旧	8.00	19.55	75.80	
		?			
同上	新	8.00	25.60	75.80	
		?			

和歌山県告示第323号

平成19年和歌山県告示第322号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
御坊市湯川町小松原字九原550番6地先から同市湯川町財部字北樋321番12地先まで	旧	6.80	12.00	258.20	
		?			
同上	新	14.00	17.00	258.20	
		?			

和歌山県告示第325号

平成19年和歌山県告示第324号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
西牟婁郡すさみ町周参見字入谷1047番1地先から同町周参見字入谷1054番1地先まで	旧	5.70	8.30	57.80	
		?			
同上	新	10.00	11.90	57.80	
		?			

和歌山県告示第327号

平成19年和歌山県告示第326号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
伊都郡高野町大字南字外坊42番1地	旧	3.52	?	13.00	
		?			

内		3.70		
同上	新	11.70 } 14.17	13.00	

和歌山県告示第329号

平成19年和歌山県告示第328号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山2番1地内	旧	8.00 } 9.50	66.00	
同上	新	9.90 } 26.50	66.00	

和歌山県告示第331号

平成19年和歌山県告示第330号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第332号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を田辺市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成19年3月16日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 しゅん功認可を受けた者

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県田辺市文里二丁目1310番、1311番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成11年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と外東防波堤との境界線により囲まれた区域

①の地点 田辺市文里二丁目1302番 No.18 3級基準点（北緯33度43分11秒、東経135度23分06秒）

から175度56分24秒 496.22メートルの地点

②の地点 ①の地点から 30度05分56秒 188.97メートルの地点

③の地点 ②の地点から 120度00分16秒 80.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 210度05分16秒 176.66メートルの地点

(3) 面積

14,625.43平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成13年1月15日和歌山県指令港第366号

5 しゅん功認可年月日 平成19年3月8日

和歌山県告示第333号

平成11年和歌山県告示第532号（和歌山県和歌山北港魚つり公園の有料施設使用料の徴収事務の委託）は、平成19年3月31日限り廃止する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年3月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習(1号)」という。）	平成19年4月24日(火)から平成19年4月27日(金)までの4日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	60名
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの（以下「特例措置講習(1号)」という。）			
法第2条第1項第2号の業務に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習(2号)」という。）	平成19年5月8日(火)から平成19年5月10日(木)までの3日間	同上 (合同実施)	60名
法第2条第1項第2号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの（以下「特例措置講習(2号)」という。）			

2 講習の対象者

(1) 追加取得講習(1号)又は追加取得講習(2号)を受講することができる者は、受講を希望する警備業務の区分以外の法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、受講する警備業務の区分について、次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第

5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習(1号)又は特例措置講習(2号)を受講することができる者は、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話：073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

申 出 期 間
平成19年3月26日(月)から平成19年3月30日(金)まで(各日も午前10時から午後5時までの間)

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

受講申請書等の提出期間及び提出先については、講習の種別を問わず下記のとおりとする。

提 出 期 間	提 出 先
平成19年4月3日(火)から平成19年4月5日(木)まで(各日も午前9時から午後5時までの間)	和歌山県内の最寄りの警察署(受講予定者自身が提出すること。)

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けられた者は、上記4の(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による

提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 追加取得講習(1号)又は追加取得講習(2号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 受講を希望する警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 上記2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当

該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 特例措置講習(1号)又は特例措置講習(2号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 旧資格者証の写し

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

ア 追加取得講習(1号) 23,000円

イ 特例措置講習(1号) 23,000円

ウ 追加取得講習(2号) 14,000円

エ 特例措置講習(2号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
電話：073-423-0110(内線 3027・3028)

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成19年1月8日以降無効とする。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県 第801128号	平成17年2月15日から 平成19年2月14日まで	田辺市中万呂267-15 中井勝	西牟婁振興局

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年3月16日

和歌山県橋本警察署長 田 村 敏 行

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (裸金)	平成 19年2月19日	橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投 函されていたもの)

正 誤

正 誤

平成17年3月25日付け和歌山県報号外(4)和歌山県教育

委員会規則第14号中

日高郡	川原河小学校 笠松小学校 清川小学校 槻川小学校 真妻小学校
西牟婁郡	寒川第一小学校
	上洞小学校
	市鹿野小学校
	安居小学校
	玉伝小学校
	佐本小学校

は誤りにつき、

日高郡	川原河小学校 笠松小学校 清川小学校 槻川小学校 真妻小学校
西牟婁郡	寒川第一小学
	上洞小学校
	市鹿野小学校
	安居小学校
	玉伝小学校
	佐本小学校

校

に訂正する。